

平成30年4月19日

「ユニバーサルツーリズム促進に向けた実証事業」実施に係る募集要項

観光庁観光産業課

1. 趣旨

ユニバーサルツーリズム^{※1}の普及促進のためには、高齢者、障害者を含む全ての人が旅行しやすい環境の整備を進める必要があります。

高齢者や障害者等の旅行を促進していくためには、当事者のニーズや特性に応じた楽しみ方を提案する、多様なユニバーサルツアーの商品化を図っていくことが求められています。

観光庁では、これまでユニバーサルツーリズムの促進に向け、ユニバーサルツーリズムに対応した観光地域づくりや受入側の接遇向上に向けたマニュアル作成等に取り組んできました^{※2}が、今年度は、高齢者や障害者の旅行の選択肢の拡大を目的とした「ユニバーサルツーリズム促進に向けた実証事業」を実施します。

※1：ユニバーサルツーリズムとは、すべての人が楽しめるように創られた旅行であり、高齢や障害の有無にかかわらず、誰もが安心して参加出来る旅行のこと

※2：観光庁のこれまでのユニバーサルツーリズムに関する取組は以下を参照
観光庁HP：<http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/manyuaru.html>

2. 事業概要

「ユニバーサルツーリズム促進に向けた実証事業」に取り組む企業・団体を、5件程度選定します。選定された企業・団体には事業実施期間内に日本国内で開催する新規ツアー商品に対し、その準備にかかる費用の一部を負担いたします。ツアー商品は旅行業法に基づく旅行商品のみならず、交通事業者や宿泊事業者が自ら提供する交通、宿泊サービスに加えて、体験型コンテンツ、イベントなどを包括的に販売する場合や地域のDMOや観光協会が有償で実施する体験型コンテンツ等も対象に含むこととします。ツアー開催後は参加者によるアンケート調査の分析等から今後の恒常化に向けた効果検証を行う予定です。

本事業は観光庁が契約する受託事業者が事務局として、実施工程の管理補助・執行管理・コンサルティング等を行います。なお、本事業は補助金、交付金の類ではなく、観光庁の調査事業として行うものであり、事業の趣旨に合致する取組に要する経費を負担するものです。

3. 応募者の要件

以下の（1）及び（2）に掲げる要件を満たす企業・団体を対象とします。

（1）事業実施期間内に新規に開催するユニバーサルツアー商品を企画・販売が可能な企業・団体（旅行会社、交通事業者、宿泊施設、DMO、観光NPO等）であること。

※複数の企業・団体の共同による応募については代表者を定めた上で可能とする。

（2）応募者は事業実施期間内に以下のユニバーサルツアー商品を新規^{※3}に販売・催行すること。ツアーを催行する際には旅行業法、道路運送法などの法令を遵守していること。

・旅行業者が募集・販売する高齢者・障害者向け旅行商品

- ・交通事業者や宿泊事業者が自ら提供する高齢者・障害者向けの交通・宿泊サービスに加え、体験型コンテンツやスポーツイベントなど催事を包括的に販売する商品
- ・DMO や観光協会等が有償で実施する体験型コンテンツ

(3)暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、警察当局から、国土交通省公共事業等への排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※3：新規に販売・催行するツアー商品には、例えば、健常者で従来実施している内容に新たに高齢者・障害者向けに募集する場合や、地域住民を対象としているイベントに海外や国内の他地域など遠方からの訪問者を呼び込む場合を含む

4. 選定要件

- ・事業実施期間内にツアーの催行が可能であること。
- ・商品の恒常化に向けた計画になっていること。
- ・初回のツアーに取材を同行させる等積極的な広報活動を行うこと。
- ・ツアー参加者へのアンケート調査の実施、課題や改善点の整理・報告等、本事業の遂行に必要な事項について協力すること。
- ・観光庁へ定期的な報告を行い、ツアー催行後は事業実施期間内に所定の様式にて終了報告をすること。また、観光庁にて3月に開催を予定している事業の効果検証を目的とした検討会に参加ができること。

5. 事業規模

選定された企業・団体には1件あたり100万円程度（税込額）、合計500万円を上限として、以下項目のとおり、本事業実施期間内に開催するユニバーサルツアー商品化に向けた準備費用を負担します。

- ・ツアー造成のための事前調査に関する費用
- ・ツアー募集のための広告に関する費用
- ・ツアー催行のための人材育成に関する費用
- ・その他、ツアー商品化に向けた準備費用

ただし、以下に係る費用は負担の対象外とします。

- *ツアー参加者（付添含む）が支払う対価に関する負担
- *物品の購入（紙媒体等の広告ツールを除く）

【支払方法】

- ・ユニバーサルツアー商品化に向けた準備費用は、事業実施期間終了後に、事務局より一括で支払うこととする。
- ・費用の支払にあたっては、係った費用の内訳が証明できる書類を事務局に提示することを条件とする。

6. 事業実施期間

- ・平成30年6月下旬～平成31年2月末日（予定）

7. 応募に際しての必要書類

- ・応募に際しては、以下の（１）～（３）について、所定の様式に記入の上、提出して下さい。様式については観光庁のホームページからダウンロードできます。

観光庁 HP : http://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000357.html

（１）様式１：応募書

- ・応募者の概要や現状の取組み状況、本事業を活用して造成するユニバーサルツアーの内容や特徴等について記載して下さい。

（２）様式２：必要経費の概算

- ・様式１に記載する「ユニバーサルツーリズム促進に向けた実証事業」を実施する上での必要経費の概算について記載して下さい。

（３）その他

- ・応募者の概要を把握する上での補足資料として、組織や事業のパンフレット、定款（規約）、その他必要資料等を可能な範囲で添付して下さい。

8. 募集期間・応募方法

（１）募集期間

- ・平成30年4月19日（木）～平成30年5月31日（木）【当日消印有効】

（２）応募方法

- ・応募書類は、下記送付先に持参又は郵送（書留郵便に限る）で3部及び電子媒体（光ディスク（CD-R 又はDVD-R ディスク））1部を提出して下さい。

【提出先】（業務委託事業者）

〒151-0071 東京都渋谷区本町3-12-1 住友不動産西新宿ビル6号館
株式会社オリエンタルコンサルタンツ 地域活性化推進部
担当：佐藤(真)、湯舟、大西

※応募書類提出後に必要に応じて、ヒアリングを実施する場合があります。

9. 選定について

（１）選定方法

- ・提出された応募書類をもとに、以下の選定基準を参考にしながら、第三者委員会による総合的な評価を行い選定します。

【選定基準】

①実現性

- ・対象とする障害者への配慮が十分であり、利便性が確保されていること
 - 事業実施期間内に、ツアーの造成から終了報告まで完了できること
 - 高齢者・障害者のニーズに対応しており、一定の集客が見込まれること

□事業に係る収支の見込みが明確になっていること

※上記の全てに該当していること

②継続性

・継続的に実施できる体制が整っていること（目的地に支援の体制がある等）

□造成するツアー商品の反復性が確保されていること

□支援、介助、救急医療等のユニバーサルツアー催行に必要な知識を習得していること

□ホームページなど情報発信ツールが構築されていること

※上記の全てに該当していること

③発展性

・地域団体や他事業者との連携が図られており、他分野への波及効果が期待できること

□他地域や他の障害などへの応用的な展開が可能であること

□外国人の高齢者・障害者の受入が可能であること

□マスメディアからの取材の受入が可能であること

※上記のいずれかに該当している場合に加点の対象とする

(2) 選定結果の通知

・選定結果の通知については、速やかに観光庁のホームページ等で結果を公表するとともに、選定された応募者には電子メールで通知します。

・選定結果の通知は、観光庁または観光庁から委託を受けた事業者から行います。

10. 問い合わせ先

様式記入方法に関する相談等につきましては、以下連絡先にご相談下さい。

【連絡先】（業務委託事業者）

〒151-0071 東京都渋谷区本町3-12-1 住友不動産西新宿ビル6号館

株式会社オリエンタルコンサルタンツ 地域活性化推進部

担当：佐藤(真)、湯舟、大西

E-Mail h30ut@oriconsul.com

TEL 03-6311-7867 FAX 03-6311-8032

11. その他

・応募に必要な資格のない者の提出した書類、また、提出した書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とします。

・必要書類の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とします。

・提出された書類は、原則返却しないこととします。

・提出された書類は、当該応募者に無断で二次的な使用は行いません。

・採択された書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開

示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

以上